

奈良県高校生等奨学給付金(国公立)

令和2年度

すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、支給要件を満たす**非課税世帯**を対象に、奨学のための給付金「高校生等奨学給付金」を支給します。

受給を希望される方は、裏面の「令和2年度 奈良県高校生等奨学給付金 給付額確認シート」で確認のうえ、下記の申請書等関係書類をご提出下さい。

この給付金は貸与型の高校奨学金とは異なり、将来返還する必要はありません。

支給要件

7月1日現在の状況が、次のすべてに該当する場合に支給します。

- 保護者等が奈良県に住所を有していること ※県外にお住まいの場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせ下さい
- 保護者等全員の道府県民税所得割と市町村民税所得割が非課税(0円)または、生活保護受給世帯であること
- 高校生等が国公立の高校に在学していること(平成26年以降の入学者であること)
- 高校生等が高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有すること

【注意事項】

※特別支援学校高等部の生徒は対象外です。

※児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設に在所している高校生等は除く)が措置されている場合は対象外です。

※保護者等が海外赴任等で日本に住所を有しておらず、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が確認できない場合は対象外です。

※1人の高校生に対し、複数の都道府県へ重複して申請することはできません。

提出書類

- ① 申請書(国公立用または、国公立専攻科用の様式に記入してください)
- ② 口座振替申出書(銀行名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人(保護者等)の全てが確認できる通帳のコピー等を添付してください) ※振込口座を忘れないよう、口座振替申出書をコピーして保管ください。
- ③ 所得が確認できる書類(生活保護(生業扶助)受給証明書、課税証明書等) ※コピー可
- ④ 保険証等貼付・扶養申立書(扶養されている15歳以上(中学生を除く)23歳未満の兄弟姉妹の保険証等のコピー)
- ⑤ 代理受領委任書(在学する高等学校等に奨学給付金の代理受領を希望する場合のみ)
※代理受領の場合、学校設置者(学校長)が、保護者等の代理で奨学給付金を受領し、授業料以外の学校徴収金の未納分と相殺したあと、残額を保護者等の口座に振り込むことになります。
※対象生徒が2人以上いる場合、それぞれの生徒ごとに申請が必要です。

提出期限等

【在学する高等学校等の設定する期限までに提出】

提出期限後は受付できませんので、必ず提出期限内に申請書等を在学する高等学校等に提出して下さい。

●第一次提出期限

在学する高等学校等から令和2年8月7日(金)までに県教育委員会へ提出があった場合
→令和2年10月末頃までに審査決定し、随時支給予定

●第二次提出期限

在学する高等学校等から令和2年10月9日(金)までに県教育委員会へ提出があった場合
→令和2年12月末頃までに審査決定し、随時支給予定

※提出書類に不備等があった場合は、支給が遅れる可能性があります。

提出先・問い合わせ先

在学する学校の担当者までお問い合わせ下さい。

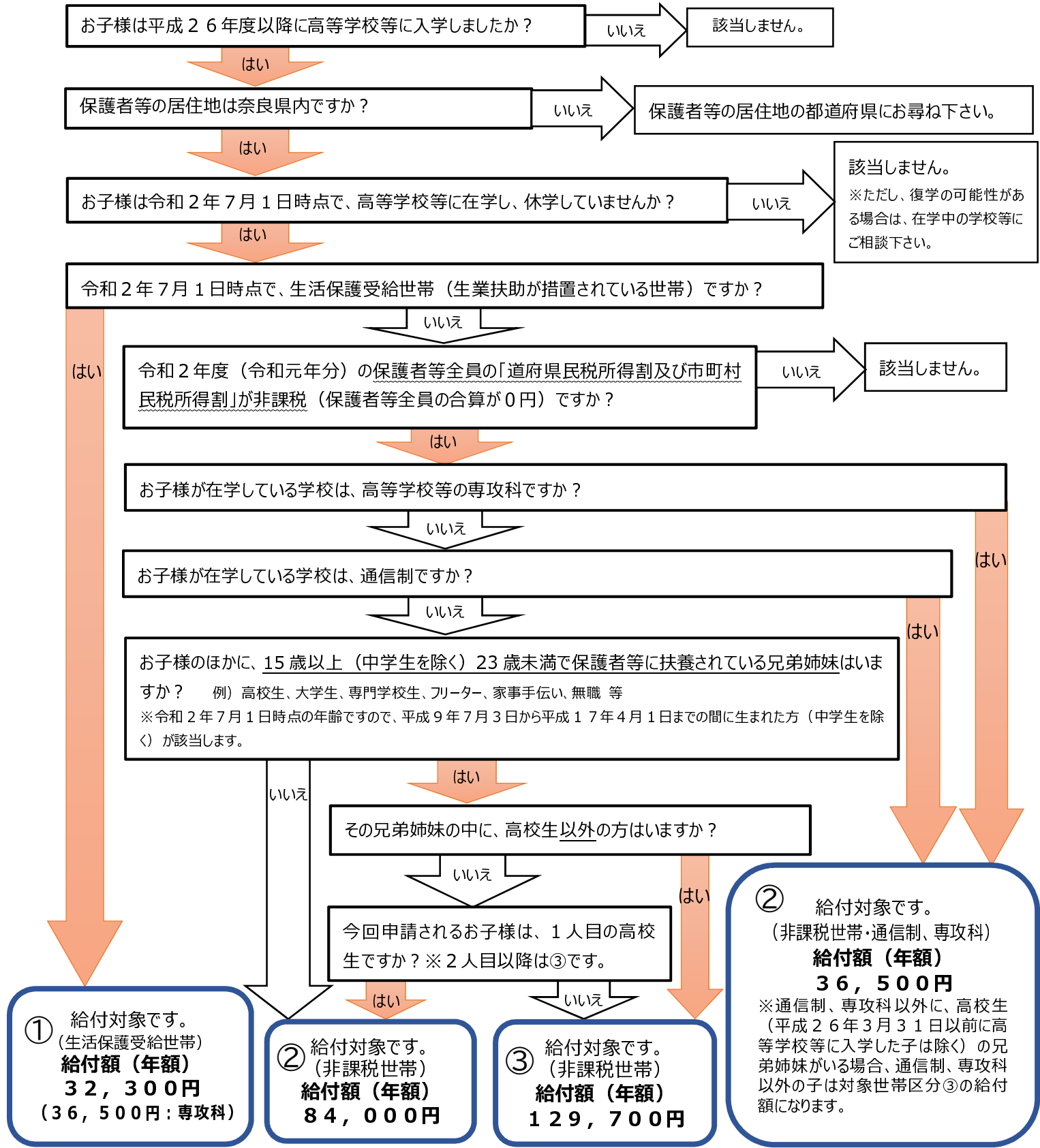
◆奨学給付金のホームページ

奈良県 奨学給付金

検索

◎ 令和2年度 奈良県高校生等奨学給付金 給付額確認シート ◎

令和2年7月1日時点の世帯構成員の状況によって給付額が異なります。以下のフローチャートに沿ってご確認下さい。



世帯状況		給付額（一人当たりの年額）
① 生活保護受給世帯の高校生等	全日制・定時制・通信制	32,300円
	専攻科	36,500円
② 非課税世帯（第1子）の高校生等	全日制・定時制	84,000円
	通信制・専攻科	36,500円
③ 非課税世帯（第2子）の高校生等 ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	全日制・定時制	129,700円
	通信制・専攻科	36,500円

【令和2年度特例措置】

②、③の世帯の高校生等で、家庭でのオンライン学習の通信費に係る誓約に同意し、希望された場合上記の額に10,000円を加えた額が支給されます。